

R4－5シーズン

遊漁者による船舶を用いたビワマス釣りの 承認制について (プレジャーボート使用者用手順概要)

琵琶湖で船舶を用いたビワマス釣り（トローリング・ジギング等）を行う遊漁者の方は、琵琶湖海区漁業調整委員会の承認が必要です。

■ 承認制の目的

琵琶湖では、ビワマスを目的とした遊漁者が増加していることから、平成 25 年 12 月から承認制を導入しています。

この承認制は、現在のビワマス資源を維持すること等を目的としているとともに、ビワマスを利用する漁業と利用調整を図るうえで大切な仕組みとなっています。

皆さんの御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

昨シーズンからの変更点があります！

- ・ 申請が 1,900 件に達した日で受付を終了します（消印有効）。
- ・ 持ち帰り制限 5 尾に加え、保持（キープ）数も 5 尾までとなります。

❗ プレジャーボート使用者の承認数は近年大幅に増加しており、R3－4 シーズンでは 1,928 件に達しました。これ以上大幅に採捕量が増加すると資源に悪影響を及ぼす可能性があるため、R3－4 シーズンと同等の承認数を今シーズンの上限とします。

❗ また、ビワマス資源の保護のため、保持（キープ）できる数を 5 尾までとします。6 尾目が釣れた場合は 1 尾逃がし、6 尾以上のビワマスを保持することがないようにお願いします。

■ 承認期間および承認数など

プレジャーボート使用者※

遊漁期間：令和4年12月1日～令和5年6月30日

承認数：1,900件（申請が1,900件に達した日で受付を終了（消印有効）。）

釣法の限定：竿を使用しない引縄釣の禁止

使用できる釣針の個数と種類：竿1本につき1個（シングルフックのみ）

同時に使用できる竿の本数：承認1件当たり2本以内

保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数：承認1件につき1日当たり5尾まで

※プレジャーボート使用者とは、自己が使用権限を持つ船舶、または使用権限を持つ他人から使用を認められた船舶を使用する者、およびその同乗者。

（例）自身の船、友人の船、レンタルボートを使用する者など。

■ 申請受付期間

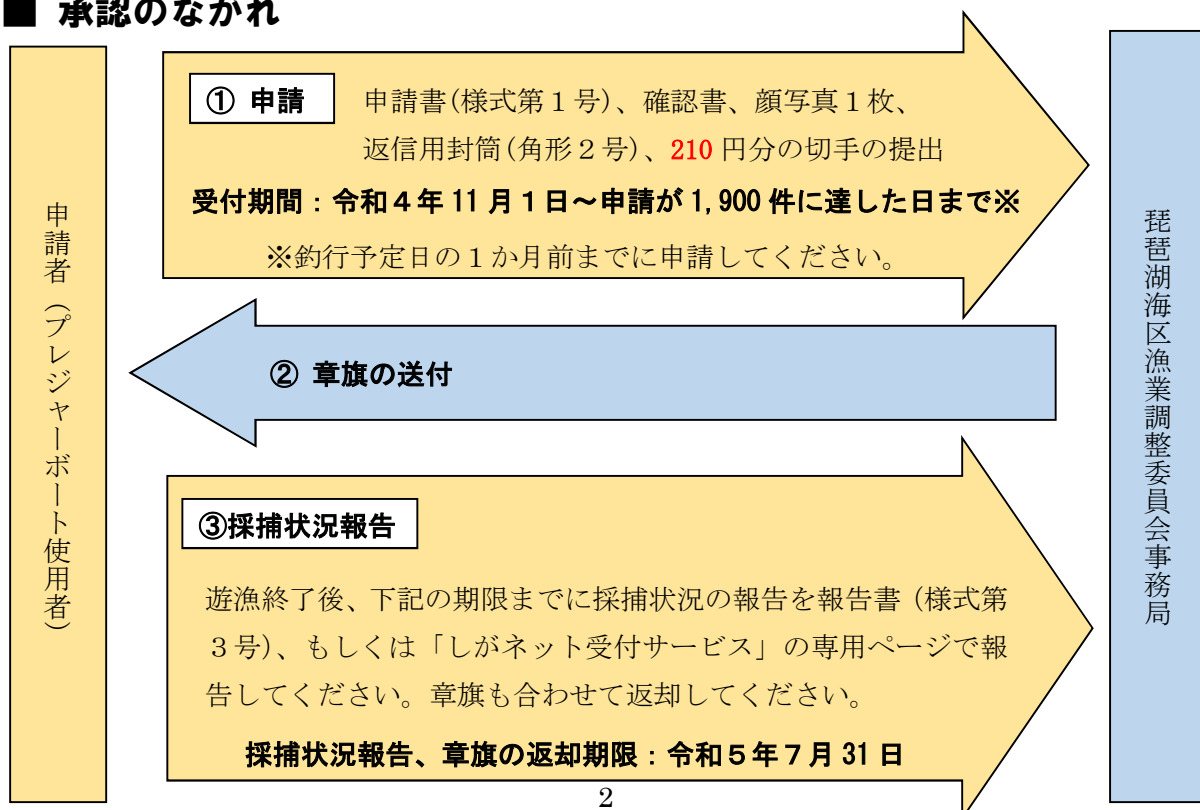
令和4年11月1日（火）から申請が1,900件に達した日まで

（消印有効。持参の場合は17時15分必着）

（1,900件を超えなかった場合は令和5年5月31日まで）

- ・申請が1,500件に達した時点から、毎週金曜日に直近の申請件数の状況をHP上でお知らせします。
- ・締め切りを過ぎた申請は受付できませんので、申請者の責任において受付期間内に**全ての書類（3ページ目、ア～オ）**を提出してください。

■ 承認のながれ



■ 申請・承認の手続き

1. 申請に必要な書類

承認を得ようとする者（以下、申請者）は、申請受付期間内に下記の**全ての**提出書類（**3ページ目、ア～オ**）を琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下、事務局）へ提出してください。締め切りを過ぎた申請は受理できません。申請にかかる費用は申請者の負担となります。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意願います。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には受け取らず、郵便局へ送り返しますので御注意願います。

ア 申請書（様式第1号）

※ プレジャーボート使用者は引縄釣等を行う者ごとに申請が必要です。

※ 承認を受けた遊漁船業者の船（ガイド船）のみを利用する場合、申請は不要です。

イ 確認書（7ページ目に掲載）

ウ 顔写真1枚

※ 縦45mm×横35mm、申請者本人のみを写したもの、正面・無帽・無背景であること、鮮明であるもの、6か月以内に撮影したもの

※ 写真の裏面に申請者の名前を記載する

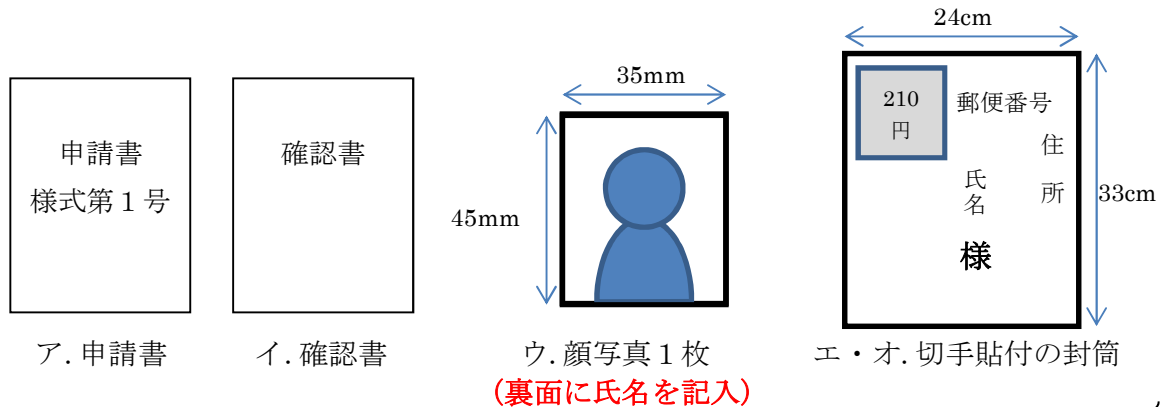
エ 返信用封筒（角形2号、縦33cm×横24cm）

※ 申請者の宛名宛先を記載する

オ 210円分の切手

※ 返信用封筒に貼付しておく

※ 2人分、3人分をまとめて送付希望される場合は390円分の切手が必要



これらを封筒に入れて、事務局へ提出

顔写真は事務局が保管し、現場等で承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ 電話：077-528-3872

2. 承認審査

事務局が承認基準に沿って審査して承認者を決定します。承認基準に満たない者の承認はできません。また、申請受付期間以降に届いた申請書や受付期間内に全ての書類（ア～オ）が整わなかった申請書は承認審査の対象とはなりません。



承認基準[プレジャーボート使用者]

- ・申請時において次のいずれの条件も満たすものとします。
 - ① 漁業に関する法令*の違反が確認されていない者
 - ② [令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号](#)、[第10号](#)および[令和3年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号](#)に従わなかったことが確認されていない者
 - ③ 前年に承認を受けた者のうち採捕状況報告書を提出した者もしくは前年に未承認であった者
 - ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定められた者に該当しない者
- ※漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す。

3. 承認者への承認結果の通知と章旗の送付

2. の提出書類が事務局で確認できた場合であって承認された場合には、提出いただいた返信用封筒（210円分の切手を貼付したもの）に、審査結果と併せて章旗、その他案内を送付します。なお、章旗が承認の証となりますので紛失等されないよう十分御注意ください。

承認審査、承認決定や発送作業に時間がかかりますので、釣行される1か月前までに申請してください。受付開始時や申請期限直前は申請が集中するため、承認発送作業に時間がかかる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 採捕状況報告

承認者は遊漁の終了後、以下①、②のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

- ① 採捕状況報告書（様式第3号）への記入、郵送
- ② しがネット受付サービスの専用ページ（プレジャーボート使用者用）を利用した採捕状況報告

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/biwamasu-pleasure>

- ※ 令和4年12月1日から入力が可能です。
- ※ しがネット受付サービスでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

上記①の場合は、報告書と章旗を、②の場合は承旗のみを事務局に提出してください。

提出（報告）期限：令和5年7月31日まで

報告期限までに提出のなかった方は、R5-6シーズンの承認を行いません。必ず期限までに提出をお願い致します。

■ 承認者が守るべきルール

- ・令和5年7月以降はプレジャーボートでの引縄釣等を行わない。
- ・釣行中は必ず船舶に章旗を掲げる。
- ・竿を使用しない引縄釣は行わない。
- ・竿数は2本以内とする。
- ・釣針の数は竿1本につき1個（シングルフック）。
- ・全長30cm以下のビワマスは持ち帰らない。
- ・保持（キープ）および持ち帰るビワマスは5尾以内とする。
- ・漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から300mの範囲内で引縄釣等を行うことは危険なので避けてください。

■ 他人名義の使用、承認証および章旗の貸借の禁止

他人名義での申請はできませんので、必ず採捕をされる本人が申請してください。また、章旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での申請や章旗の貸借を確認した場合は、承認の取り消しや章旗を返納していただくことがあります。

また、章旗の貸借が確認された場合、確認した次のシーズンの承認を行わないなどの対処をする場合がありますので、くれぐれも他人名義での申請や章旗の貸借をしないようにお願いします。

■ 章旗（承認旗）の取り扱いについて

釣行中に章旗を掲揚していない船舶が見受けられます。採捕行為中は使用船舶に章旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、必ず掲揚してください。

また、章旗を紛失される方が非常に多いので、取り扱いには十分注意してください。

章旗は使い捨てではなく、再利用をしています。次年度以降、他の方が利用されます。ご自分で付けられた紐などを外し、清掃した後に返却いただくよう御協力をお願いします。

様式第1号（プレジャーボート使用者用）

引縄釣等承認申請書
（プレジャーボート使用者用）

_____年 ____月 ____日

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

郵便番号	〒			
住 所				
ふりがな				
氏 名				
年 齢				
電話番号				
E - mail				
昨シーズン承認	あり	なし	（いずれかに○）	

下記のとおり琵琶湖において、引縄釣等を行いたいのので申請します。

記

- 1 使用する船の形態（アまたはイを選択してください。複数選択可。友人等の船の場合はアを選択してください。）

ア 個人所有の船 出港予定港 _____（ _____ ）

イ 貸船業者の船 利用される貸船業者名 _____（ _____ ）

- 2 採捕計画

(1) 引縄釣等を行う予定の主な水域（記入例：竹生島周辺、姉川沖など）
（ _____ ）

(2) 引縄釣等を行う予定の月（遊漁期間）（該当の月に○、複数の月でも回答可。）

R4	R5					
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月

（事務局使用欄）記入しないでください。

受理日	整理番号	承認番号	備 考

確 認 書

(プレジャーボート使用者用)

令和4年10月14日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）」の承認にあたり、下記のことを確認いたします。

記

- 1 プレジャーボート使用者用手順概要の2に定めるいずれの承認基準も満たしています。
- 2 採捕したビワマスを販売しません。また、自ら経営する飲食店等で提供しません。
- 3 採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に、無償であっても持ち込みません。
- 4 ビワマスの資源保護に十分に配慮します。
- 5 本委員会指示および関係法令等を順守します。
- 6 漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。
- 7 滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

(宛先)

琵琶湖海区漁業調整委員会

年 月 日

住所

氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます